# 告　　示

**○内閣府告示第三十六号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長久手市
二　構造改革特別区域の名称　長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　長久手市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

**○総務省告示第二十三号**

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十四年二月十四日

総務大臣　川端　達夫

| | |
|---|---|
| 名　称 | 自由民主党本部周辺地域 |
| 期　間 | 平成二十四年二月十七日から平成二十五年二月十六日まで |
| 地　域 | 東京都千代田区　平河町一丁目（五番及び六番に限る。）<br>平河町二丁目<br>紀尾井町（一番から三番までに限る。）<br>側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点 |

**○総務省告示第二十四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　登録証明機関の名称及び住所
　一般財団法人日本品質保証機構
　東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
二　登録に係る事業の区分
　電波法第三十八条の二の二第一項第一号に掲げる事業
三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地
　安全電磁センター
　東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号
四　技術基準適合証明の業務の開始の日
　平成二十三年十二月九日

**○総務省告示第二十五号**

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表中「

| | |
|---|---|
| インターテック　ジャパン株式会社 | 012 |

」を「

| | |
|---|---|
| インターテック　ジャパン株式会社<br>一般財団法人日本品質保証機構 | 012<br>013 |

」に改める。

**○法務省告示第五十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十四日

法務大臣　小川　敏夫

別表第一の札幌ランゲージセンター日本語科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 北海道ハイテクノロジー専門学校 | 北海道 |

別表第一の若葉国際教育学院の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 王子国際語学院 | 埼玉県 |
| 浦和国際学院埼玉校 | 埼玉県 |

別表第一の船橋国際外語学院北校の項中「船橋国際外語学院北校」を「オンリーワン日本語学校」に改め、同表の船橋国際外語学院湊校の項中「船橋国際外語学院湊校」を「SMIビジネスカレッジ」に改め、同表の国際トラベル・ホテル専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 学校法人松山学園松山日本語学校 | 千葉県 |

別表第一の亜細亜友之会日本語学校の項中「亜細亜友之会日本語学校」を「亜細亜友之会外語学院」に改め、同表の日新アカデミー日本語学校の項中「日新アカデミー日本語学校」を「共立財団日語学院」に改め、同表の王子国際語学院の項を削り、同表のサンカレッジ東京の項中「サンカレッジ東京」を「バンタンプロフェッショナルランゲージスクール」に改め、同表のホツマインターナショナルスクール東京校の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 國際英才学苑 | 東京都 |